

親子通園部ゆうを利用されている皆様へ

子ども発達支援センター愛

利用者負担金の改定のお知らせ

本年4月より児童発達支援事業の報酬単価の改定が実施され、一日当たりの利用料が下表のとおり変わります。

利用者負担金の負担上限額は据え置きになっていますので、多くの方は実質負担額は変わりません。お知らせが遅くなり、申し訳ありません。

ご出費の多い中とは存じますが、どうぞよろしくお願いします。

☆ 表1 報酬単価の改定（1単位10円）

	旧	4月より
A. 基本分単価	827 単位	885 単位
B. 個別サポート加算（Ⅰ）		新 100 単位
C. 児童指導員等加配加算（Ⅰ）	209 単位	187 単位
D. 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	6 単位	10 単位
E. 福祉・介護職員処遇改善加算	総単位×3.1%	総単位×4.6%

※ 利用実績により欠席時対応加算（94 単位）、家庭連携加算（187 単位）、事業所内相談支援加算（100 単位）、関係機関等連携加算（200 単位）専門的支援加算（187 単位）等を請求させて頂くことがあります

☆ 表2 所得階層別一日当たりの利用料

階 層 区 分	一日当たりの利用料		一月あたりの 負担上限額
	旧	4月より	
生 活 保 護	0 円	0 円	0 円
低 所 得 1	0 円	0 円	0 円
低 所 得 2	0 円	0 円	円
一般課税（所得割あり）	1,146 円	1,236 円	4,600 円
一 般 課 税			37,200 円